



医師の働き方改革と地域医療提供体制の 両立に向けた神奈川県の取組について

令和6年3月7日

健康医療局保健医療部医療課

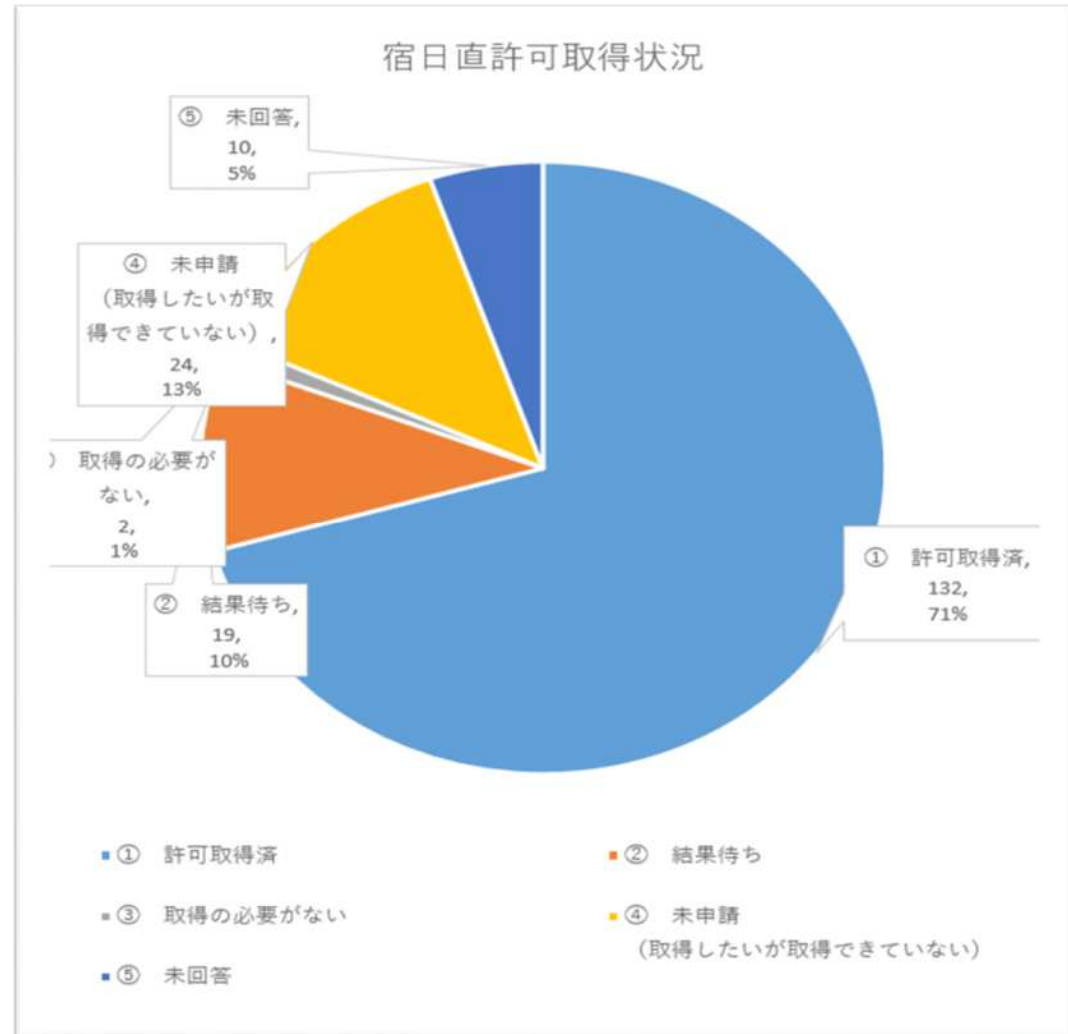
1 働き方改革の進捗について

救急医療機関における宿日直許可の取得状況

救急医療機関187病院のうち

- ◆許可取得済・・・132機関
- ◆結果待ち・・・19機関
- ◆取得の必要がない・・・2機関
- ◆未申請・・・24機関
- ◆未回答・・・10機関

2月webフォームアンケート結果
(2/14㍻)より



都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年2月26日現在

都道府県名	申込件数
北海道	24
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	10
茨城県	4
栃木県	8
群馬県	5
埼玉県	25
千葉県	28
東京都	31
神奈川県	34
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	16
愛知県	27
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	2
岡山県	5
広島県	10
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14

合計	482
----	-----

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

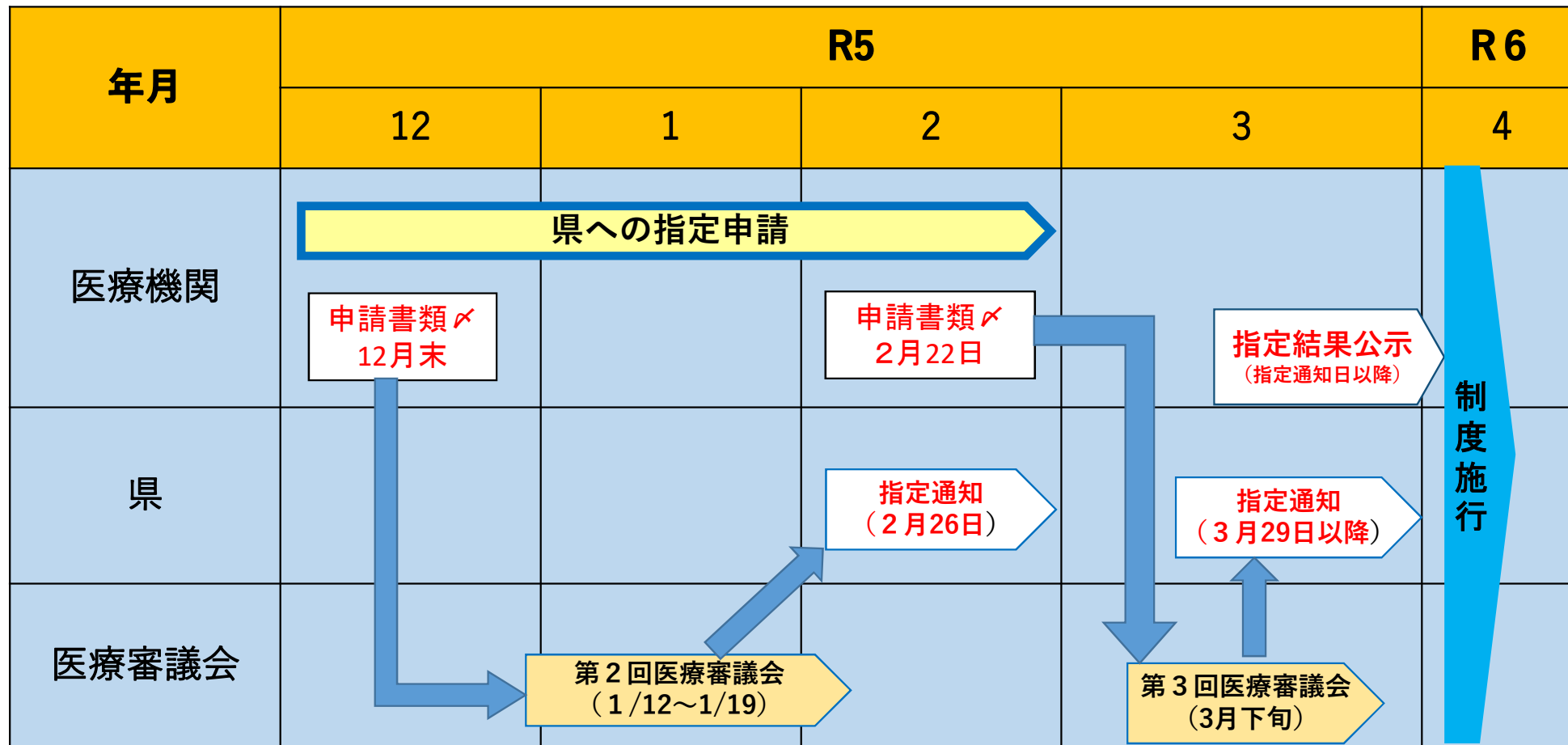
■ 評価センターの受審状況（2/26現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で482件
 - ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件
- ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）
（2月webフォームアンケート結果（2/14ㄨ）より）

■ 県への申請状況（3/4現在）

- ・ 申請：33件（指定済医療機関を含む）

令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール①



第3回地域WGの開催について①

「医師の働き方改革」を推進しつつ、
限られた医療資源を効率的に活用して
「地域医療の継続」との両立を図っていくことを目的として、

- 各医療機関における働き方改革の「水準」等の情報共有と

「地域における今後の救急医療体制」について
認識のすり合わせを行う。

第3回地域WGの開催について②

地域	開催日時
湘南西部	2月29日 18:00~20:00
県央	3月4日 17:00~19:00
湘南東部	3月5日 18:00~20:00
川崎	3月6日 15:00~17:00
県西	3月11日 18:00~20:00
横浜南部	3月12日 15:00~17:00
相模原	3月13日 18:00~20:00
横浜東部	3月14日 18:00~20:00
横須賀・三浦	3月15日 15:00~17:00
横浜中心部	3月21日 18:30~20:30
横浜北部	3月22日 10:00~12:00
横浜西部	3月22日 18:00~20:00
横浜北東部	3月25日 18:00~20:00
横浜南西部	3月26日 15:00~17:00

2 令和6年度以降の動きについて

医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について①

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について②

The screenshot shows the 'いきサポ' website interface. At the top left is the logo with the text 'いきいき働く医療機関サポートWeb' and 'いきサポ'. To the right is a search bar with 'サイト内検索' and a magnifying glass icon, followed by '文字サイズ' and buttons for '標準' and '拡大'. Further right is a '勤改センター一覧' button with a right arrow. Below these are navigation links: '勤務環境の改善について', '取り組み事例・提案の紹介', '役に立つ情報', and 'その他'. A dropdown menu is open under 'その他', showing 'FAQ' and 'リンク集' with right arrows. The main content area has a header '医療機関の勤務環境の改善に役立つ！' and a central text block: 'いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。' Below this are four buttons: 1. '医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら' (highlighted in orange), 2. 'イベント開催案内' (green), 3. '医師の働き方改革の制度解説・最新情報' (highlighted in orange and circled in red), and 4. '医療機関の取り組み事例紹介' (green). A blue callout box points to the third button.

医師の働き方改革
制度解説・最新情報をクリック

医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について①

医療法第25条第1項に基づく立入検査について

2. 就業上の措置
医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項について...
就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項
日本の厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画共有が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2. 確認方法
(1) 面接指導対象医師をリストアップ
医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(*)を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同一一覧。

(2) 面接指導の就業上の措置の実施を確認
面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、「措置の要否や措置の記載された記録」(*)を提示し、必要な記載があることを確認。

厚生労働省
黒川 典誉

医療機関向け動画が公開されています。

医療機関向け説明資料が公開されています。

医師の働き方改革にかかる立入検査について (医療機関向け)

[pdf:2.5MB]

地域医療介護総合確保基金 事業区分VIについて

勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

R 6 新規事業

勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

勤務環境改善医師派遣等推進事業 (長時間労働医療機関への医師派遣支援)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

補助の対象となる医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関 等

対象経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

補助基準額

- 当該医療機関の直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額：派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等
- ※対象経費、補助単価は、区分4標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」と同様。



地域医療勤務環境改善体制整備特別事業 (教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援)

医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関等において、当該教育研修のための勤務環境改善を診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取組等を支援。

補助の対象となる医療機関 ※時間外労働が年960時間超等の医師がいる医療機関

- 基幹型臨床研修病院または専門研修基幹施設であって、100床あたりの常勤換算医師数が40人以上等の医療機関
- 基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である等の医療機関

対象経費

医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

補助基準額

1床当たりの標準単価： 133千円

- ※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。
- ※区分VIの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制確保加算とは別に支援可能。



説明は以上となります。